



長岡けやき法律事務所
所長 杉森 芳博
弁護士
〒940-0061
長岡市城内町3-5-1レーベン長岡207
TEL 0258-86-0275 FAX 0258-86-0276



不正競争防止法における営業秘密の保護について

近年、社員による事務ミスや不正行為、あるいは企業を狙ったサイバー犯罪などにより、企業の営業秘密が漏洩する事案が増えており、なかには企業側が巨額損失を被るケースも見受けられます。今回のかわら版では、営業秘密の漏洩を防ぐための保護策についてご説明します。

1. 「営業秘密」とは

情報漏洩を防ぐために、不正競争防止法が保護の規定を置いています。ただし、単に企業にとって秘密にしたい情報というだけでは、不正競争防止法による保護の対象となる営業秘密に該当しません。

不正競争防止法では、営業秘密を以下のように定義しています。

営業秘密 の定義

秘密として管理されている生産方法、販売方法、その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報であって、公然と知られていないもの。

2. 営業秘密として認められる3つの要件

上記の定義に示されるように、営業秘密が不正競争防止法による保護を受けるためには、以下の3つの要件を満たさなければなりません。

(1) 秘密として管理されていること【秘密管理性】

文書管理規定を作成し、きちんと運用するなど、「ある特定の情報が他の情報と区別して秘密として管理されている」と、従業員などが客観的に認識できなければなりません。

従業員が職務として記憶している顧客情報などは、単に記憶に留まる限り原則として保護されず、文書としてリストアップし、秘密として管理していることを従業員に明示するなどの対策が必要となります。

(2) 有用な営業上または技術上の情報であること【有用性】

事業活動にとって有用な情報であればよく、顧客情報、販売マニュアル、技術情報、設計図、実験データなど広い範囲の情報が含まれます。

(3) 公然と知られていないこと【非公知性】

その情報が、一般に知られておらず、容易に知ることができないことをいいます。このため、特許として公開された情報や、容易に入手可能な刊行物に記載された情報は、保護の対象から除外されます。

以上のとおり、営業秘密として保護を受けるためには、その情報を秘密として明確に管理することがポイントとなります。

3. 営業秘密の保護

企業が秘密としている情報の漏洩を防ぐために、不正競争防止法は営業秘密の保護に関して以下の規定を設けています。

(1) 差止請求、損害賠償請求

顧客名簿や製造方法などの営業秘密が不正に取得・使用され、または不正に第三者に開示されて、営業上の損害が発生し、または損害が発生するおそれがある場合には、利益を侵害する行為を差し止め、損害の賠償を求めることができます。さらに、漏洩したノウハウを用いて製造された製品や製造装置の破棄を求め、将来、侵害行為を行わない保証として担保を提供することなどもできます。

(2) 刑事罰による保護

「営業秘密」にアクセスすることを許されていた従業員が、不正な利益を得る目的や企業に損害を加える目的で、営業秘密を不正に使用し第三者に開示した場合など、法の定める特に悪質なケースでは、刑事罰の対象となることもあります。

4. 他社とのトラブルに巻き込まれないために

営業秘密の保護に関して、他社とのトラブルに巻き込まれないようにするために、自社の情報を保護するとともに、他社の情報を侵害しないよう配慮することも必要です。

例えば、競業他社から転職者を受け入れたところ、その転職者が競業他社の営業秘密を用いて新商品を開発し、競業他社から訴えられることなどが考えられます。転職者に競業他社の情報を利用しないよう十分に注意喚起するとともに、私物USBメモリーの業務利用を禁止するなど、情報の持込みを防ぐ対策も検討すべきでしょう。また、他社の営業秘密を利用せず自社が独自に開発した技術を用いていることを立証するため、技術開発の過程を記録に残しておくことなども重要です。

5. 最後に

以上のとおり、不正競争防止法上の保護を受けるためには、秘密とすべき情報を洗い出して区分し、秘密として管理していることを明示する措置を講じなければなりません。

また、最近では、従業員のパソコンにコンピュータウイルスを感染させるなど、外部からのサイバー攻撃による情報漏洩も増加しています。ソフトウェアを常に最新版にアップデートしウイルス対策ソフトを導入するなど、サイバー攻撃への対策も重要です。